

議 案 第 72 号

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、引用条項を整備するため。

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(12) （略）</p> <p>（決定等）</p> <p>第11条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市の機関は、個人情報の記録を訂正した場合において必要があると認めるときは、当該記録の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該市の機関以外のものに限る。）</u>）に対し、速やかに通知するものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(12) （略）</p> <p>（決定等）</p> <p>第11条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市の機関は、個人情報の記録を訂正した場合において必要があると認めるときは、当該記録の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該市の機関以外のものに限る。）</u>）に対し、速やかに通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。